

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日(月)14時00分～15時00分

2. 開催場所 向島公民館2階 大研修室

3. 出席委員 17人(委員総数19人)

会長	19番	土山 浩二			
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清	
委員	1番	—————	3番	村上 智彦	4番 吉原 正紀
	5番	松森 智	6番	安井 常人	7番 上峠 数博
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番 中司 睦枝
	12番	大西 寛幸	13番	岡本 幸平	14番 原 弘子
	15番	片山 博	16番	—————	17番 八津川 和司
	18番	檜原 生夫			

欠席委員 2人

1番 米田 健一 16番 高橋 泰登

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数17人)

江良 宗人	中司 邦弘	笠井 博志	檀上 健	杉谷 智章	
上 清五郎	石本 徳栄	宮迫 徹也	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
松浦 徳和	村上 佐代子	藤岡 正宏	江田 敏道	佐々木 崇	植原 宗哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 非農地証明申請について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)

審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

第3 議案(報告事項)

報告第19号 農地法第3条の許可処分取消について

報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による転届出に対する受理について

報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による転届出に対する受理について

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第24号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 宮崎 伸昭 高橋 知佐子 小田 充彦

7. 農林水産課職員

職員 泉 唯

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は17名、欠席委員は2名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は2番・金藤祐治、3番・村上智彦委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、17名中、出席委員は17名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第22号、39番から46番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号39番、権利の種類は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、高須町の4筆、現況地目は畑、面積は合計210.46㎡です。</p> <p>譲渡理由は後継者がいないため経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。</p> <p>譲受人の経営面積は1,166㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。</p> <p>この申請については、4月7日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号40番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、御調町福井の1筆、現況地目は田、面積は274㎡です。</p> <p>譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は相手方の要望によるです。</p> <p>譲受人の経営面積は14,731.21㎡で、下限面積の2,000㎡を充たしています。</p> <p>この申請については、4月7日、土山委員、上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号41番、権利の種類は、期間2年間の賃貸借権の設定です。</p> <p>申請地は、向島町の1筆、現況地目は畑、面積は460㎡です。</p> <p>貸渡理由は農業経営の規模縮小、借受理由は農業経営の規模拡大のためです。</p> <p>借受人の経営面積は9,447.04㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。</p> <p>申請番号42番、権利の種類は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計1,134㎡です。</p> <p>譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。</p> <p>譲受人の経営面積は4,975.71㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。</p> <p>申請番号43番及び44番は、関連案件のため一括して説明いたします。</p> <p>申請番号43番、権利の種類は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、向島町の1筆、現況地目は畑、面積は446㎡です。</p> <p>譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は新規就農者としてです。</p> <p>申請番号44番、権利の種類は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計1,053㎡です。</p> <p>譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は新規就農者としてです。</p> <p>43番及び44番の譲受人は新規就農者のため経営面積はありませんが、今回の譲受面積が合計で1,499㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。</p> <p>なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、自家消費のための柑橘やいちじくを耕作することとなっています。</p>

申請番号41番から44番の申請については、4月7日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号45番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。
申請地は、瀬戸田町荻の1筆、現況地目は畑、面積は2,846㎡です。
譲渡理由は相手方の要望による、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は10,775㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。

申請番号46番、権利の種類は、売買による所有権移転です。
申請地は、瀬戸田町宮原の1筆、現況地目は畑、面積は680㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は5,160.6㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。
申請番号45番・46番の申請については、4月9日、米田委員、江田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号39番から46番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号39番から46番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第23号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案23号、6番から7番を議案書をもとに説明)

申請番号6番、所在は、西藤町の5筆、現況地目は雑種地及び宅地、農振農用地区域外、合計595㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地と考えられます。

(なお、これ以降農業公共投資の対象となっていない小集団の農地である第2種農地は、「その他2種」と説明させていただきます)

転用目的は、一般住宅用地で住宅1棟、建築面積126.69㎡、駐車場4区画、進入路、合併浄化槽が計画されています。

申請人は、自己所有農地を転用して、住宅を新築したいというものです。

なお、都市計画法に基づく建築許可見込みです。

この申請については、4月6日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号7番、所在は、御調町丸門田の1筆、現況地目は田、農振農用地区域外、91㎡転用事案です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、宅地拡張で庭敷及び駐車場です。

申請人は、自己所有農地を転用して、庭敷や駐車場として利用したいというものです。

なお、本件は平成8年ごろに転用済みであり、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、4月7日、松森委員、石本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、転用については、やむを得ないものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号6番から7番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

議長

次に、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第24号、45番から62番までを議案書をもとに説明)

申請番号45番、申請内容は、賃貸借による権利の設定です。

所在は、美ノ郷町中野の4筆、現況地目は田、農振農用地区域外、合計1,746㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

(なお、これ以降農業公共投資の対象となっていない小集団の農地である第2種農地は、「その他2種」と説明させていただきます。)

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル324枚、発電量49.5kwが計画されています。

借受人は、福山市に本店を置く、売電事業を営む法人です。申請地を借り受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

申請番号46番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、美ノ郷町本郷の1筆、登記、現況地目は畑、農振農用地区域外、218㎡のうち0.21㎡の一時転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

一時転用目的は、営農型太陽光発電設備で、太陽光パネル161枚、発電量49.5kw、パネル設置面積202.60㎡、支柱114本が計画されています。

この、支柱114本の合計面積0.21㎡が一時転用の面積であり、期間は3年間です。

本件は、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行おうとする申請であり、農地全体を転用するのではなく、パネルの支柱部分のみに3年間の一時転用許可を受け、営農を行いながら発電事業を行うというものです。

営農型の太陽光設備として、支柱の高さは2.5m～6mで、支柱の高さがある方面から採光を確保する設計となっております。

借受人は、申請地を借り受けて、太陽光発電設備を設置し、パネル下部においてイチゴ及びネギを栽培したいというものです。

なお、本件は、営農型太陽光発電設備による一時転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

45番及び46番の申請については、4月5日、上埜委員、笠井推進委員と事務局職員で、申請人立会のもと現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号47番～51番につきましては、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、西藤町の全7筆、現況地目は田、農振農用地区域外、合計3,562㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にありますが、尾道福山自動車道の西藤インターから300m以内に位置することから、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は、建売分譲用地で、住宅16棟、進入路、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、福山市本店を置く、不動産業を営む法人です。申請地を買い受けて、建売住宅を分譲したいというものです。都市計画法に基づく開発許可見込みです。

この申請については、4月6日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行い、転用については、やむを得ないものと考えます。

なお、本件は、3,000㎡を超える転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号52番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町大田の2筆、現況地目は田、農振農用地区域外、合計865㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、宅地拡張で、車庫兼農業用倉庫及び家庭菜園が計画されています。

譲受人は隣接地に居住しており、申請地を買い受けて、駐車場や倉庫及び家庭菜園として利用したいというものです。

この申請については、4月7日、松森委員、石本推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号53番～55番につきましては、転用目的及び事業者が同一又は事業内容が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、すべて売買による所有権の移転です。

所在は、御調町本の全4筆、現況地目は田及び畑、農振農用地区域外、715㎡、362㎡、575㎡、の全3箇所の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、すべて太陽光発電設備で、太陽光パネル60枚、発電量9.9Kwが計画されています。

譲受人は、ともに福山市に本店を置く太陽光発電による売電事業を行う法人であり、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

この申請については、4月7日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で、申請人立会のもと、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号56番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、向東町の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、590㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、分譲住宅用地で、住宅3区画、駐車場各2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は三原市に本店を置く、不動産業を営む法人です。申請地を買い受けて、造成後、建築条件付きの分譲住宅用地として販売する予定です。都市計画法に基づく建築許可見込みです。

なお、この建築条件付きとは、これまで土地の造成のみを目的とする転用は、認められていませんでしたが、平成31年3月29日付け農林水産省通知により、住宅については、転用事業者と土地購入者が一定期間内（おおむね3か月）に契約を締結することなどの条件を付すことにより、分譲住宅用地として転用が認められるようになったものです。

この申請については、4月6日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号57番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。
所在は、因島田熊町の1筆、現況地目は畑、農振地域外、216㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内（第1種住居地域）にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。
転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積72.87㎡、合併浄化槽が計画されています。
借受人は、現在の住居が手狭となったことから、この度、母名義の申請地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。
この申請については、4月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号58番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。
所在は、因島重井町の1筆、現況地目は畑、農振地域外、345㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内（第1種住居地域）にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。
転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積63.76㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。
借受人は、現在借家住まいですが、この度、義理の父名義の申請地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。

申請番号59番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、因島重井町の7筆、現況地目は畑及び雑種地、農振農用地区域外、合計4,157㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、資材置場用地で、建築資材、廃材及び車両置き場が計画されています。
譲受人は福山市に本店を置く、屋根工事や建築工事業を営む法人です。資材の保管場所が不足していることから、申請地を買い受けて、資材置場として利用したいというものです。
なお、申請地には一部、平成12年ごろに建てられた建築物があるため、申請に際しては顛末書が添付されております。
また、本件は、3,000㎡を超える転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。
58番及び59番の申請については、4月8日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号60番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、瀬戸田町名荷の1筆、現況地目は雑種地、農振地域外、453㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内（第1種住居地）にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。
転用目的は、宅地拡張で、駐車場3区画、庭敷、物干し場が計画されています。
譲受人は、隣接地に居住しており、申請地を買い受けて、駐車場や庭敷として利用したいというものです。
この申請については、4月9日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号61番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、瀬戸田町鹿田原の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、812㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域にありますが、瀬戸田支所からおおむね300m以内に位置することから、農地区分は、第3種農地と考えられます。
転用目的は、共同住宅用地で、共同住宅2棟、建築面積226.07㎡、駐車場8区画、駐輪場1棟、合併浄化槽が計画されています。
譲受人は、申請地を買い受けて、共同住宅を建築したいというものです。

申請番号62番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、瀬戸田町高根の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、304㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積69.01㎡、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、申請地を買い受けて、住宅を建築したいというものです。

61番及び62番の申請については、4月9日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手あり)

議長 どうぞ。

11番委員 申請番号53番・54番と申請番号55番は、法人名は違いますが、代表者名は同じ氏名になっている。間違いないですか。

事務局 一括説明とさせていただきましたが、代表者が同一人の別法人で、それぞれ太陽光発電事業を行うものです。
法人名と代表者氏名は、議案のとおりで合っています。

11番委員 わかりました。
それと、申請番号46番ですが、イチゴやネギは栽培は可能でしょうか。

事務局 営農型太陽光発電設備については、毎年、営農状況の報告書を求め、収量が通常の8割を充たさないといけないことなど、設置後のハードルも高いことを申請相談段階でも説明しておりますが、申請者からは、やれるとの意思表示がありました。今後、実績を見てゆく必要がある案件と考えます。

議長 よろしいでしょうか。

11番委員 わかりました。

議長 他にございますか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号45番から62番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

また、申請番号46番と、47番から51番と、59番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構（広島県農業会議）への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議 長

次に、議案第25号「非農地正明申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第25号、非農地証明申請について、ご説明いたします。
(議案第25号、10番から15番を議案書をもとに説明)

申請番号10番は、美ノ郷町本郷の1筆、現況地目は宅地、面積は、4.38㎡です。
申請地は、令和3年3月17日に分筆したもので、昭和26年頃から隣接宅地と一体で利用しているものです。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

申請番号11番は、木ノ庄町畑の5筆、現況地目は原野、面積は、合計642.30㎡です。
利用状況は、平成15年頃より耕作を放棄しており、原野化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

申請番号12番は、木ノ庄町畑の2筆、現況地目は原野、面積は、合計1,126㎡です。
利用状況は、平成元年頃より耕作を放棄しており、原野化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。
申請番号10番から12番については、4月5日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、それぞれ宅地及び原野と判定されました。

申請番号13番は、御調町千堂の3筆、現況地目は原野、面積は、合計646㎡です。
利用状況は、平成15年頃より耕作を放棄しており、原野化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。
この申請については、4月7日、松森委員、石本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野と判定されました。

申請番号14番は、瀬戸田町名荷の1筆、現況地目は山林、面積は、合計537㎡です。
利用状況は、昭和50年頃から耕作を止めており、灌木が繁茂し山林化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。

申請番号15番は、瀬戸田町林の1筆、現況地目は宅地、面積は、合計638㎡です。
利用状況は、昭和38年以前から、住宅が建っており、住宅敷地・庭敷きとして利用しているものです。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。
申請番号14番・15番については、4月9日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行い、それぞれ山林と宅地と判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号10番から15番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

議長

次に、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」（農地中間管理機構分）を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第26号、農業経営基盤強化促進法第18条の1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

（議案第26号、183番から185番を議案書をもとに説明）

申請番号183番、土地の所在は、因島中庄町字油屋新開ヲ印、地目は、現況登記ともに畑、面積は1,235㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は果樹です。

契約期間は令和3年5月1日から令和13年12月31日です。

申請番号184番、土地の所在は、因島中庄町字油屋新開ヲ印、地目は、現況登記ともに畑、面積は2,363㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は花きです。

契約期間は令和3年5月1日から令和18年12月31日です。

申請番号185番、土地の所在は、因島中庄町字油屋新開ヲ印、地目は、現況登記ともに畑、面積は1,701㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は花きです。

契約期間は令和3年5月1日から令和18年12月31日です。

なお、これらの農地について、農地中間管理機構から借り受けする耕作希望者はすでにおり、これについては、審議事項（2）で審議させていただきます。

議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

（補足説明、質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号183番から185番までは原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

議長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項（2）「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産課職員

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について、貴会の意見を求めます。

それでは、農用地利用配分計画の資料をご覧ください。

（議案書資料をもとに説明）

今回は2件3筆の農用地利用配分計画（案）について意見を求めます。本日の総会におきまして、土地所有者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画が審議されたものです。

申請の1件目、番号1～2番、因島中庄町字油屋新開ヲ印の2筆、合計4,064㎡についてです。

農地中間管理機構から転貸後は、認定農業者の花きの生産用地として使用されます。権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和18年12月31日までです。

続きまして2件目について、番号3番、因島中庄町字油屋新開ヲ印の1筆、1,235㎡です。

農地中間管理機構から転貸後は、人・農地プランの中心経営体の予定者の果樹の生産用地として使用されます。

権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和13年12月31日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

農地利用配分計画(案)については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。

議長

次に、報告事項に入ります。

報告第19号から第24号までを一括して審査を行います。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

議長

次に、その他に入ります。

まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。

報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。

各委員

(活動状況報告：省略)

議長

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局

(その他・連絡事項について説明)

議長

ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

事務局

(質疑応答)

議長

それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

副会長

長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。本日はご苦勞様でした。